

## 第6章 2019年度版環境基本計画年次報告書に対する市民意見とその対応措置

環境施策の計画的な推進や適切な環境配慮の実施等について、その実効性を担保していくため、環境基本条例において設けられた環境調整会議、環境審議会、年次報告書の公表等の制度に基づき、進行管理を図っています。

点検・評価の内容は、環境調整会議等に報告するとともに、年次報告書に対して市民から提出された意見については、市の対応措置を取りまとめ、公表を行っています。

2019年度版環境基本計画年次報告書に対する市民意見の概要並びにこれらに対する市の対応措置の概要は、次のとおりです。

### ■ 2019年度版環境基本計画年次報告書への市民意見及び対応措置の概要

#### 第1章 環境基本計画の体系と目標達成状況の概要

項目	報告書 ページ	市民意見要旨	対応措置
大気	12、30	PM2.5について、未設置となっている、残りの微小粒子状物質に係る常時監視測定局(一般局1局と自排局1局)の設置を、一日も早くすすみデータの公表を行うべき。	PM2.5(微小粒子状物質)については、2009年9月の環境基準設定以降、測定体制の拡充を進め、18局中16局で測定を実施しています。 なお、残る2局については、測定機の設置スペースの確保等に課題があることから、現状では設置に至っておりません。設置の可能性については、今後も検討を続けてまいります。
大気	12、30	PM2.5について、環境基準が達成されたとしているが、わが国の環境基準は、米国の環境基準やWHOの指針値と比べても甘い。何よりも健康被害が続いている状況にかんがみ、市独自でさらに厳しい対策目標値ないし指標値の設定を検討すべき。	PM2.5については、2016年度から4年連続で環境基準を達成(速報)しているところであり、環境基準の継続的な達成に向けて取組を行っています。取組として原因物質の一つである揮発性有機化合物(VOC)については、広域での対策が必要であることから、九都県市での連携を強化するとともに、事業者の自主的な排出抑制の取組やガソリンペーパー排出抑制等の取組を促進してまいります。また、市独自の目標値の設定については、国等の動向を注視してまいります。
大気	34	有害な化学物質が、いまま膨大に排出されている。そもそも、2008年度の基準値が現状のままで良いのか疑問である。もっと基準値を厳しくし、排出を限りなくゼロに近づけることが必要である。	現在の環境基本計画では、目標は2008年度を基準年度として2018年度までに30%削減することとしております。今後につきましては、環境基本計画の改定に併せて検討している、大気・水環境分野における新たな計画策定の中で検討してまいります。

第3章 環境政策ごとの目標の達成状況と具体的施策の概要

1 温室効果ガス排出量の削減等地球温暖化対策の推進

項目	報告書 ページ	市民意見要旨	対応措置
地球	47	「めざすべき環境像」として、「地域から地球環境の保全に取り組むまち」を掲げているのだから、二酸化炭素(CO2)についても、一般環境測定局に観測装置を設置する等して常時監視を強め、その測定結果を公表すべき。	二酸化炭素の濃度測定については、地球全体の濃度測定が重要であることから、気象庁等の測定データを活用することで対応が可能なものと考えております。今後につきましても、引き続き、国等の動向を注視してまいります。
地球	54	温暖化の進行により、真夏日などが増加し市民の健康はますます危険に曝されている。 こうしたなか、一昨市内の「熱中症」搬送件数は584件、昨年は415件となっている。「熱中症」に関する情報を、市民にきめこまかく提供するとともに、今後「年次報告書」にも掲載すべき。	熱中症のリスクが高まる6月から9月の時期を中心に、市ホームページ等に熱中症に関する情報提供を掲載し、注意喚起をしております。また、地域における市民への健康講話等の機会を通じ、引き続き熱中症予防の啓発に努めてまいります。
地球	-	大規模事業者による地球温暖化対策計画書については、パリ協定の目標(2050年に実質ゼロ)に合致した二酸化炭素排出量の大幅な削減計画とし、これを実現するよう指導すべき。 また、二酸化炭素の排出削減の方策として、窒素酸化物など他の大気汚染物質と同様、新たに「公害規制」の手法を採用すべき。	事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度において、大規模事業者は、川崎市地球温暖化対策推進計画における目標、国内及び国際的な目標とその動向、これまでの削減取組状況や事業活動の将来的な見込み等を考慮した上で、削減目標を自主的に設定することとしており、本市では必要な指導助言を行っております。 引き続き、当制度を効果的に運用することで、大規模事業者の自主的取組を促進し、事業者から排出される温室効果ガス削減に取り組んでまいります。

3 大気環境の保全

項目	報告書 ページ	市民意見要旨	対応措置
大気	77	大気質「汚染物質の排出が抑制されていること」の指標として、「公共交通機関利用者数」があり「市営バス」を採用しているが、民間バスの利用者数も盛り込んだ方が良いのではないかと。 なお、引き続き道路公害改善のため、自動車交通量の削減や自転車道の整備等を進めてもらいたい。	本市では、環境負荷の少ない交通を目指した交通環境対策を推進するため、公共交通機関の利用を促進しており、その代表的な指標として市営バス利用者数を採用しております。 引き続き、公共交通の利便性を高め、マイカー通勤の自粛を促すとともに、自動車の交通通流の円滑化等に努めてまいります。

項目	報告書 ページ	市民意見要旨	対応措置
大気	79、80	<p>二酸化窒素について、環境基準が達成されたとしているが、それは上限値の日平均値0.06ppmであり、下限値の0.04ppmや環境目標値は、いまだに達成されていない。指標には環境基準と環境目標値の両方が掲げられているため、指標評価5はおかしい。</p> <p>また、今後は下限値と環境目標値の早期達成に全力を尽くすべき。</p>	<p>個別の指標については、対前年度比較と対基準値比較の2つの観点から評価しており、二酸化窒素については、環境基準を前年度から全局で達成しているとともに基準年度から達成局数が増加したことから、「5」の評価となったものです。</p> <p>2016年度版から、定量化が難しいものや社会状況等の他の要因など指標の結果のみでは適切に評価することが難しい面もあることから、総合的かつ定性的に評価をするなどの見直しを行いました。今後も御意見を参考にわかりやすい記載とするよう努めてまいります。</p> <p>二酸化窒素については、環境基準の下限値である0.04ppmの達成に向け、自動車環境対策として、エコ運搬制度の運用等により、低公害・低燃費車の普及促進やエコドライブの推進を図ってまいります。また、工場・事業場に対しては、法・条例に基づく監視・指導を着実に実施していくとともに、環境性能に優れた燃焼施設の導入を促してまいります。</p>
大気	80	<p>光化学オキシダント濃度が、依然として改善されていないため、窒素酸化物や炭化水素等の原因物質は、さらに大幅削減すべきであり、引きつづき固定及び移動発生源の対策強化が必要である。</p>	<p>光化学オキシダント濃度の低減を図るために、窒素酸化物については、工場・事業場に対して、法・条例に基づく監視・指導を着実に実施し、環境性能に優れた燃焼施設の導入を促すとともに、自動車環境対策としては、エコ運搬制度の運用等により、低公害・低燃費車の普及促進やエコドライブの推進を実施してまいります。また、炭化水素等の揮発性有機化合物（VOC）については、広域での対策が必要であることから、九都県市での連携を強化するとともに、事業者の自主的な排出抑制の取組やガソリンペーパー排出抑制等の取組を促進してまいります。</p>
大気	80	<p>大気汚染濃度の速報値の公表について、インターネットやテレビなどで放映されるなど拡充されてきているが、やはり戸外の一般市民がよく目につくような場所においても表示されることが望ましい。</p> <p>また、表示内容には、熱中症予防の観点から夏季の気温についても含めるべき。</p>	<p>近年は、ICTの進展が著しく、市民への情報発信手法が多様化していることから、引き続き、インターネットやテレビ神奈川のデータ放送などの媒体等も活用しながら、多くの市民に情報提供が可能となるよう、新たな情報発信手法の検討を進めてまいります。</p> <p>また、気温については現在、インターネット等でデータを公表しているところですが、熱中症予防につきましても、ホームページ及びSNS等、広報の充実に努めてまいります。</p>

## 4 具体的施策の概要

項目	報告書 ページ	市民意見要旨	対応措置
大気	117	大気汚染改善の指標として、酸性雨のpHや導電率を測り成分分析することは重要である。今年度から麻生測定局における観測が廃止されたと聞いているが、環境行政の後退ではないかと思う。現行の川崎区のほかに、中北部にもう1~2か所観測所があってよいのではないか。	酸性雨の調査につきましては、昭和63年から田島（現在は殿町）、平成3年から麻生に自動測定機を設置し、継続して監視を行ってまいりました。近年では、雨水のpH、導電率は殿町及び麻生で差はほとんどなく、全国的な傾向と比較しても同程度の状況であることから、測定体制の見直しを図り、現在は殿町のみで監視を行っております。
大気 健康	-	大気汚染が改善されないなか、喘息患者が年々増加している。医療費補助も実施されているが、原因究明が何よりも重要であり疫学調査等について、拡充されることを求める。	本市では、毎年気管支ぜん息患者の実態調査を実施し調査報告書を作成することにより、患者数等の実態の把握に努めております。今後もぜん息発症のメカニズムにつきましては、国の調査の動向や新たな研究報告等を注視してまいりたいと考えております。

## その他

項目	報告書 ページ	市民意見要旨	対応措置
その他	-	温暖化型の大型台風により、市内でも洪水が発生している。こうした事態をなくすため、遊水池の整備をすすめるなど、自然なままの地盤の確保・透水性舗装の推進が図られることを期待している。	本市では、建築物が新築される場合等に、河川の流域での保水や遊水機能を維持するため、雨水流出抑制施設の設置について、引き続き事業者へ指導を行ってまいります。 また、現在、市内の歩道を整備、改修、補修する際には車両乗り入れ部を除き道路に降った雨水が地中に浸透する透水性舗装の整備を進めており、引き続き取組を進めてまいります。 さらに、緑地保全等の取組を推進しており、今後も引き続き取組を進めることにより、自然的環境による保水力向上を図ってまいります。